

第二百七号議案

東京都議会議員及び東京都知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年六月六日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都議会議員及び東京都知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

東京都議会議員及び東京都知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成五年東京都条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「七円七十三銭」を「八円三十八銭」に改め、同条第二号中「五円十八銭」を「五円六十二銭」に、「三十八万六千五百円」を「四十一万九千円」に改める。

第十一条第一号中「五百四十一円三十一銭」を「五百八十六円八十八銭」に改め、同条第二号中「二十七万六千五百五十五円」を「二十九万三千四百四十円」に、「二十八円三十五銭」を「三十円七十三銭」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都議会議員及び東京都知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される東京都議会議員及び東京都知事の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された東京都議会議員及び東京都知事の選挙については、なお従前の例による。

（提案理由）

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第二百号）の施行を踏まえ、東京都議会議員及び東京都知事の選挙

第二百七号議案

東京都議会議員及び東京都知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

における選挙運動の公費負担の限度額を改定する必要がある。